

## 山梨県介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 山梨県介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、令和6年度介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）実施要綱（令和7年2月7日老発0207第3号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「国実施要綱」という。）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、介護サービス事業所又は介護保険施設（以下「介護サービス事業所等」という。）において生産性の向上に向けた取り組み等を行うことで職場環境や人件費の改善を目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

### (補助金の交付の対象となる経費、補助額及び補助率)

第3条 前条に規定する事業、これらに対する補助額及び補助率は、次の表のとおりとする。

| 補助区分             | 対象経費                             | 補助額            | 補助率   |
|------------------|----------------------------------|----------------|-------|
| 介護人材確保・職場環境改善等事業 | 国実施要綱7の対象経費<br>ただし、消費税及び地方消費税は除く | 国実施要綱5に規定する補助額 | 10/10 |

### (交付申請)

第4条 この補助金の申請者は、介護サービス事業所等を運営する法人（以下「補助事業者」という。）とし、補助事業者は、様式第1号に係る書類を添付して、知事が別に定める日までに提出するものとする。

### (交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときはすみやかに交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

### (交付の条件)

第6条 知事は、交付の決定に際して、補助事業者に次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、中止・廃止承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認をうけること。
- (3) 補助金の交付の決定後、補助金の趣旨に該当しない事実や交付申請の内容と異なる事実、又は対象要件に該当しない事実が判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を返還すること。

- (4) 補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前号の期間経過後、当該財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

(実績報告書の提出)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第6条第1項第2号の廃止の承認を受けたときは、様式第5号による実績報告書に関係書類を添付して、知事が別に定める日までに提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要であると認める場合には、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、知事に様式第6号の概算払請求書を提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 知事は、規則第15条第1項に定めるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 国実施要綱に規定する要件を満たしていないとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により補助金を受けたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月17日から施行し、令和6年12月17日から適用する。